

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から10年3月まで

私は、平成5年\*月に留学生として来日し、A市内の学校に入学したが、入学当初、学校から、「日本では、留学生でも国民年金への加入が義務付けられており、外国人登録、国民健康保険と併せて加入手続きしなければならない。しかし、留学生は収入が無いため、国民年金に加入と同時に免除申請手続きもしなければならない。」と説明され、学校の留学生事務担当者から指導を受け、A市役所に行って国民年金に係る諸手続きを行った。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が国民年金には未加入となっていることが判明したので、前述の留学生事務担当者を確認したところ、「国民年金加入手続きなどは確実に行ったはずだ。」という回答を受け、申立期間当時のクラスメイトには、学校に在籍していた期間における国民年金加入記録があると聞いているので、申立期間を国民年金保険料免除期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月に、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除申請手続きを行ったとしているが、国民年金加入手続き後、年金手帳の交付を受けた記憶及び免除承認通知書が送付された記憶は無いとしており、その理由として、国民年金加入手続き後に、住所を移転したため通知を受け取れなかったかもしれない旨主張している。しかしながら、A市の申立人に係る「登録原票記載事項証明書」によれば、申立人が住所を移転した日は、平成7年4月25日となっているため、国民年金への加入後、1年以上にわたり、年金手帳及び免除承認通知書が送付されなかったとは考え難

い上、国民年金保険料の免除を受ける場合は、制度上、毎年度免除申請手続を行わなければならないが、申立人は、毎年度免除申請手続を行った記憶は無く、申立期間中に国民年金保険料の納付書が送付された記憶も無いとしている。

また、申立人が覚えているクラスメイト3人の国民年金の加入状況を見ると、一人は、申立人が来日した時期よりも早い平成5年4月に加入しており、残りの二人は、それぞれ申立人が来日した時期よりも遅い6年4月及び同年5月に加入していることが確認できるが、当該クラスメイト3人の国民年金手帳記号番号の前後及びその間の記号番号を確認しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間は未加入期間となっている上、申立人は、同期の留学生を覚えていないため、同期生の国民年金の加入状況が確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人の留学先であった学校の留学生事務担当者は、「留学生の国民年金については、オリエンテーションの際に加入及び免除申請を行うよう指導していたが、免除申請の場合は書類だけを持ち帰り、後で提出することもあったと思う。国民年金の免除に関しては、ビザの関係で来日時期が一定しておらず、オリエンテーションに間に合わない者もあり、申請漏れが無かったとは言えないし、免除申請は毎年手続するよう指導していたが、それも実行されているかどうかは定かではない。」としていることから、当該学校の留学生は、全員が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行っていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 長崎国民年金 事案 687（事案 228 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 1 月までの期間及び同年 7 月から 60 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 1 月まで  
② 昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月まで

私は、A 県の学校を卒業した後の昭和 57 年 4 月に国民年金に加入し、その後、同年 6 月に B 市に帰ったが、就職した会社の厚生年金保険に加入している期間以外は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が未納になっていたので、年金記録確認の申立てをしたところ、「申立期間に係る年金記録の訂正は必要ではない。」とする通知をもらった。

今回新たに、申立期間において、何度か、私の国民年金保険料の納付を私の母親に頼んだことがあったことを思い出したので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、社会保険庁及び市町村の記録からは、申立人が申立期間同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した形跡は見当たらないこと、申立人の申立期間に係る国民年金の<sup>あいまい</sup>手続及び納付に関する記憶が曖昧である上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、新たに、申立人の母親に国民年金保険料の納付を頼ん

だことがあったので、再調査してほしいと主張しているが、申立人の母親に聴取しても、申立人の保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の母親は、「息子がC町内の病院に入院した際に、国民年金保険料の納付を頼まれたため、私の父親に納付を頼んだ。父親は、『C町内の金融機関では納付できなかったののでB市内の金融機関で納付した。』と話したことを覚えている。」としているが、申立人の祖父は既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができない上、B市は、「申立期間当時、B市以外の金融機関でも国民年金保険料は納付できた。」と回答していることから、申立人の祖父が納付したものは、国民年金保険料ではなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人は、「B市に帰った後に勤務していた会社を退職した後の国民年金の加入手続については、私は、入院していたので母親、祖父、祖母の誰かに頼んだと思う。」としているところ、申立人の母親は、「私は、息子の国民年金の加入手続等をしたことは無い。」としており、申立人の祖父母は既に死亡しているため、当時の事情を聴取することができず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

したがって、申立人の母親に申立人の国民年金保険料の納付状況等を確認したが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月及び 63 年 3 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 3 月  
② 昭和 63 年 3 月から同年 7 月まで

私が所持している年金手帳には、国民年金の記録(1)の「被保険者となった日」の欄に昭和 62 年 3 月 4 日及び 63 年 3 月 1 日、「被保険者でなくなった日」の欄に 62 年 4 月 1 日及び 63 年 8 月 5 日の記載があり、「被保険者の種別」の欄には、いずれも「強」の文字に○印が付してある。この記述がある以上、申立期間の国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期及び申立期間の国民年金保険料の納付の方法、場所等を覚えておらず、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳には、国民年金手帳記号番号、及び「初めて被保険者となった日」の記載が無い上、A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立人に係る申立期間の資格記録の記載はあるものの、徴収済記録欄の申立期間には「未」のゴム印が押されているところ、B 市は「未」の表示は未納であると回答している。

さらに、当該国民年金被保険者名簿は、平成 9 年 1 月 1 日から施行された基礎年金番号により管理されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した 11 年 3 月 21 日以降に行われ、その際に申立期間の資格記録が追記されたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は、オンライン記録上、国民年金の未加入期間となっ

ている上、申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。